

国内象牙市場の閉鎖に関する CONF.10.10 (COP17 改正版) 決議の履行の観点  
 IMPLEMENTING ASPECTS OF RESOLUTION CONF. 10.10 (REV. COP17)  
 ON THE CLOSURE OF DOMESTIC IVORY MARKETS

1. 本文書はブルキナファソ、コンゴ、ケニア、ニジェールによって提出された。
2. 概要：本文書は、CoP17 (第 17 回締約国会議) で取り上げられ、また決議 Conf. 10.10 (CoP17 改正版) に含まれる、国内象牙市場閉鎖の緊急な履行について、常設委員会が推進することを要求するものである。特に、本文書は、締約国がその国内象牙市場の合法性について状況を事務局に通知する必要性について、また密猟もしくは違法取引に寄与するこれらの市場の閉鎖の必要性を緊急の問題として取り上げるものである。

CoP17 (2016) における国内象牙市場 (DIMs) に関する決定

3. CoP17 では、ゾウ生息国の要求に対応し、いくつかの国が合法的な国内象牙市場を閉鎖する手順をとっていることを承認した。締約国はまた、各国政府に生牙及び加工象牙の商取引に関する国内市場閉鎖を呼びかけた、2016 年 9 月 10 日の IUCN の世界自然保護会議で採択された動議についても考慮した。締約国会議では、米国およびアフリカの締約国 10 カ国によって提出された国内象牙市場閉鎖のための公式な提案が考慮された後、現在の CITES 決議 Conf. 10.10 (CoP17 改正版) にある、緊急に国内象牙市場閉鎖を勧告するという改定内容が総意として合意された。
4. 決議 Conf. 10.10 (CoP17 改正) の国内象牙市場に関する重要な提言を下に示す。

*締約国会議から条約へ:*

3. 密猟及び違法取引に寄与する合法的な国内象牙市場が存在する、法的権限の管轄にある全ての締約国および非締約国に対し、全ての必要な法的、規制的、及び強制的な措置を取り、生牙及び加工象牙商取引のための国内市場を緊急の課題として閉鎖するよう勧告する (強調部分を追加)
4. この閉鎖の限低的例外品目として数品目が許可される可能性を承認しつつ、如何なる例外も密猟若しくは違法取引に寄与してはならないことを認識する
5. 密猟及び違法取引に寄与する合法的な国内象牙市場が存在し、象牙の商取引のための国内象牙市場を閉鎖していない、法的権限の管轄にある全ての締約国に、緊急の課題として上記の勧告を履行するよう要請する

8. 締約国がその国内象牙市場の合法性の状況及び、密猟若しくは違法取引に寄与するこれらの市場の閉鎖努力を含む、本決議規定の履行努力について事務局に通知するよう求める。
9. さらに、ETIS、MIKE、及び国内象牙市場の状況に関する所見に応じて、また利用可能な資源を用いた範囲で、以下の内容を事務局に指示する。
  - a) 違法に取引された象牙が発覚し、象牙在庫が安全に保管されておらず、また違法な象牙の取引量がかなり多い国で、規制されていない国内象牙市場を持つ締約国を識別する。
  - b) 象牙取引に関連する本決議の条項の履行に関する情報であると認識された情報を各締約国から得る。また適切な場合でかつ締約国との相談の上で、現場での検証作業を行う。
  - c) 得られた知見及び提言を常設委員会に報告する。常設委員会は、現在の決議の履行を支援するために提言について検討する可能性がある。それには、認定されている締約国に National Ivory Action Plans (国別象牙行動計画) の策定と履行を要求することや、付録 3 に含まれる指針または CITES のコンプライアンス手続きに関する決議 Conf.14.3 に従って、これらの行動計画の実施状況の監視を要求することなどを含む。
16. 常設委員会に以下を指示する。
  - a) 本決議の条項の履行のために締約国がとった行動を審査する。特にゾウの標本の取引に関する条項についてであるが、これに限定されない。
  - b) 付録 3 に含まれる指針に従って、目標を絞った提言を適切な形で行う。それには認定された締約国に対し、国別象牙行動計画の策定および履行をする要請が含まれる可能性がある。
  - c) 締約国会議のたびに結果を報告する。
18. 本決議の履行における明らかな問題、もしくはゾウの標本取引の管理またはトレーサビリティについて常設委員会の定例会ごとに報告し、締約国会議での報告で常設委員会を支援する事を事務局に指示する。

#### CoP17 以降の進捗状況

5. CoP17 で合意された決議で強調すべきは 3 点である。第一に、締約国は密猟や違法取引に寄与する国内象牙市場の閉鎖を「緊急の問題」として実行するべきであること。第二に、国内象牙市場に関する進捗状況の情報は、決議 10.10 (CoP17 改訂版) のその他の要素と同様に、事務局が収集し、常設委員会に報告するべきであること。第三に、常設委員会は、必要であれば国別象牙行動計画 (NIAPs) 及び CITES コンプライアンス手続きなどの既存のメカニズムを通じて、国内象牙市場に関する新規定を含む、本決議の確実な履行を行う権限を有するということである。
6. 新しく、また締約国自身が緊急であると定義する、国内象牙市場に関する勧告の進捗における出発点は、迅速な行動と CITES 事務局による継続的な追跡調査である。会議の終わりに事務局自らが行ったプレス発表では、「顕著な」成果として国内象牙市場の閉鎖に関する合意に焦点が当てられた。

しかし、CITES 事務局によって会議後 11 ヶ月の間に、Conf. 10.10 (CoP17 改訂版) のその他の規定に関する 3 件を含む、69 件の通知が締約国に対し発行されてきたにもかかわらず、5 月 15 日発行の「第 69 回常設委員会のために締約国が提出すべき情報」と題された 2017/38 通知を含む、国内象牙市場閉鎖に関する新しく緊急な規定に言及するものが全くない。この不履行は遺憾であり、直ちに修正されるべきである。

7. 基本的な情報が締約国やその他の情報源から収集され、事務局によって組織的に検討されない限り、常設委員会が進捗状況を評価し、良い事例を推奨することはできない。事務局は、ETIS の対象範囲をこの機能を支援するように修正する必要があるだろう。

#### 重要国内市場についての概要

8. 事務局から通知がない場合は、我々は世界の主要な国内象牙市場における進捗状況の概要を提供するよう試みてきた。
9. CoP17 以来、中国による素晴らしい進展がある。2017 年 3 月、中国の CITES 当局は、12 の象牙加工場および数十件の象牙小売店を含む、認可を受けた 67 の象牙施設を閉鎖した。これは、2017 年末までに中国国内の象牙業者の営業を停止するという合意された計画の初期段階である。加えて認可施設 105 件も、年末までに閉鎖される予定である。中国での象牙の値は下落したが、多国籍犯罪ネットワークへの取り組みには大きな問題が残る。
10. CoP17 の前に、米国は自国の国内象牙市場の「ほぼ閉鎖」のための法令を発効し、新たな厳しい管理を維持してきた。連邦政府の法令を補完するため、7 つの州は、管轄区域における象牙の販売を制限する州レベルでの対策を採用している。香港特別行政区は、国内象牙市場の殆どを 5 年かけて段階的に閉鎖するという、2017 年 6 月に提案された法律の草案を検討しているが、この期間はあまりにも長いと批判もされている。2017 年の 6 月及び 9 月に、一般の意見を聞くために公聴会が 2 回行われた。欧州連合 (EU) は、備蓄生象牙を再び輸出することを禁じる、2017 年 7 月 1 日発効の新たな指針を採用した。EU 加盟国間での商取引に、CITES の許可または文書を必要としない象牙骨董品の取引を含む、主要な加盟国間象牙市場を EU が維持することに重大な懸念が残る。しかし、この問題について EU レベルで実現可能な将来的取り組みを導入するために、EU 委員会は現在、EU から、また EU へ、そして EU 内における合法及び違法な象牙取引のデータを収集している。9 月 15 日、欧州委員会 (EC) は EU における象牙取引に関する正式な公開の協議を開始した。EC の報告書は、CoP17 で合意された国内市場に関する新しい規定に特に留意し、取引及び内部商業の全面的な禁止を含め、またこれを上限とする範囲で選択肢を設定している。この協議は 12 月 8 日に終了する予定である。
11. 日本は大きな象牙市場を有するが、国内市場に違法な象牙が含まれておらず、国内市場閉鎖に関する最近の CITES の勧告が適用されないと主張している。ただし、警視庁による密輸入対策の調査で違法行為が発覚し、複数のディーラーが告訴されている。過去 2 年間、中国の税関は日本から中

国への象牙の密輸容疑者を逮捕している。2017年5月、日本は野生生物取引の法律、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（LCES）を改定し、象牙ビジネスの規定を厳しくした。しかし2017年6月の象牙が差し押さえられた事件の後、TRAFFICは日本の登録制度下の合法証明の要求事項の甘さに憂慮を示した。TRAFFICの東アジア地域ディレクターは次のように断定した。「新しいLCES規制を施行する事は違法行為を抑止するのに非常に重要である一方、日本国内の象牙市場はまだ抜け穴だらけで、中国など他の市場に相当量の象牙が流れている。昨年、CITES締約国が密猟及び、もしくは違法取引に寄与する国内象牙市場の閉鎖を勧告した状況から、日本の市場の監視と規制の見直し、象牙取引に対する世界的な戦いを弱体化させないために急務である」。

近年のTRAFFICによる詳細な報告では、日本の国内象牙市場に更なる懸念を示している。2017年8月に発行された日本の象牙のオンライン取引に関する2017年版レビューでは、TRAFFICは、「全形象牙以外の象牙商品に対する規制の欠如の発覚で、違法象牙の流れを発見し、防止する上で深刻な問題が存在することがわかった」と断定した。例えば、調査員はアジアとアフリカから最近持ち帰った象牙ジュエリーと明示する広告を見つけた。これはCITES規制の明確な違反である。それでも、LCES下では、これらの国内販売は合法である。LCESは、法的証明（例えばCITES輸入許可書またはLCES登録）なしでの取引を可能とする。加えて、LCESが全形象牙の取引を規制している一方、これらは調査した殆どすべてのウェブサイトが提供している取引のほんの一部であり、「非ビジネスの販売者によって取引される大量の全形象牙以外の商品は完全にLCESの管理外にある」ことを意味している。TRAFFICは、その詳細な報告の最後の提言において、「CITESの締約国として、日本は国内象牙市場が密猟や違法取引に寄与しないことを確実にするため、これらの要求事項（例えば2016年10月のCoP17で合意された国内象牙市場のための新しい規定）を効果的に遂行する義務がある。インターネットの取引経路が日本に新たな規制の問題を引き起こしており、緊急に取り組むことが必要である」。

12. 野生生物取引規制を改正したにもかかわらずこのように日本の国内市場には現状でも懸念があることから、日本をNIAPプロセスをとるべき国に含めることとする2016年のETISの報告における立場を覆すという書面手続き上での最近の決定を、常設委員会が見直すよう望むかもしれない。
13. 我々はその他にも大規模な国内象牙市場が、特にアフリカやアジアにあると考えており、常設委員会が対応を望む可能性がある。また問題となっている国は、それぞれの国内象牙市場の閉鎖の進捗状況を報告するために常設委員会に招聘される可能性があると考ええる。

#### 提言

14. 常設委員会に以下を要求する。
  - 最近の締約国会議で見直されたように、締約国数カ国が、決議 Conf.10.10 (CoP17で改正)に準拠して国内象牙市場の閉鎖のために払った、若しくはこれから払う、努力を称賛すること。これには、中国と米国による活動を含むがこれに限定されない。

- 以前 ETIS による考慮を推奨したように、日本に国別象牙行動計画を準備することを要請すべきではないとする決定を再考すること。
- 事務局に対し、すべての締約国に向けて緊急の問題としての以下の内容に関する通知を発行し、その後は少なくとも年一回発行することを指示すること。
  - i) 締約国に、「密猟及び違法取引に寄与する合法的な国内象牙市場が存在し、それがその国の法的権限の管轄にある全ての締約国および非締約国に、緊急に一切の必要な法的、規制的、及び強制的な措置を取り、生牙及び加工象牙の商取引のための国内市場を閉鎖する」よう推奨する、決議 Conf.10.10 (CoP17 で改正) の第 3 項に注目させる。また、行った活動は第 8 項で要請される通り、事務局に報告しなくてはならない。
  - ii) 締約国に、国内象牙市場の合法性の状況及び、密猟若しくは違法取引に寄与する国内市場の閉鎖努力を含む、本決議規定の履行努力について、決議 Conf.10.10 (CoP17 改訂版) の第 8 項で定められた情報の提供を要求する。
- そして、ゾウ取引情報システム (ETIS) のデータとともに、決議 Conf.10.10 (CoP17 改訂版) の第 8 項の下で締約国によって提供された情報に基づき、国内象牙市場の閉鎖の進捗に関する完全な報告と共に作成することを事務局に指示すること。これは、2018 年の第 70 回常設委員会会議で検討されることを目的とし、決議 Conf.10.10 (CoP17 改訂版) の第 9 及び 16 項の下での活動の一切の提言を含むものとする。

原文 : <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/69/E-SC69-51-02.pdf>

和訳協力 : ジョンソン雅子

校正 : JWCS

注 : 2017 年 10 月 5 日版の文書を訳したものです。